

資料 3

【今後のスケジュール等について】

1. 再エネ海域利用法に基づく手続きの流れ

- (1) 令和 8 年 5 月上旬 国への情報提供
- (2) 令和 8 年 10 月上旬 区域の指定結果
※有望区域に指定された場合、法定協議会の設置

2. 市の取組予定

- (1) 第 1 回 市洋上風力発電調査研究協議会 令和 8 年 11 月
- (2) 第 2 回 市洋上風力発電調査研究協議会 令和 9 年 2 月
- (3) 先進地視察
市民向け：令和 8 年 9 月頃、北海道石狩市(1泊2日)